



熊本県公報

号外 第 2 2 号
平成 24 年 4 月 19 日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

○ 熊本県知事の給与の特例に関する条例	（人事課）	1
○ 熊本県庁処務規程等の一部を改正する訓令	（人事課）	2
○ 熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	2
○ 熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	3
○ 熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	3
○ 熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	3
○ 熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	4
○ 熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令	（熊本県災害対策本部）	4

本号で公布された条例のあらまし

◇ 熊本県知事の給与の特例に関する条例

- 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における知事の給料月額
は、熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和 27 年熊本県条例第 111 号。
以下「知事等給与条例」という。）別表第 1 に定める額からその額に 100 分の 30
を乗じて得た額を減じた額とすることとした。（第 1 条関係）
- 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に支給される知事の期末
手当の額は、知事等給与条例第 4 条の規定により算出した額からその額に 100 分
の 10 を乗じて得た額を減じた額とすることとした。（第 2 条関係）
- この条例は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用することとした。

条 例

熊本県知事の給与の特例に関する条例をここに公布する。
平成 24 年 4 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 42 号

熊本県知事の給与の特例に関する条例
（給料の額の特例）

第 1 条 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」とい
う。）における知事の給料月額は、熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和 2
7 年熊本県条例第 111 号。以下「知事等給与条例」という。）第 3 条の規定にかかわ
らず、知事等給与条例別表第 1 に定める額からその額に 100 分の 30 を乗じて得た額
を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額
とする。

（期末手当の額の特例）

第 2 条 特例期間に支給される知事の期末手当の額は、知事等給与条例第 4 条の規定にか
かわらず、同条の規定により算出した額からその額に 100 分の 10 を乗じて得た額（
その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

訓 令

熊本県訓令第 27 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 24 年 4 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程等の一部を改正する訓令
（熊本県庁処務規程の一部改正）

第 1 条 熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 1 1 項中「政策審議監をいう」を「政策調整監」に改める。

（熊本県法令審議会規程の一部改正）

第 2 条 熊本県法令審議会規程（昭和 27 年熊本県訓令第 584 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 2 項中「関係部（公室）・局・課（センター）長」の次に「（知事公室付にあっては、知事公室に置く政策調整監）」を加える。

（熊本県職員服務規程の一部改正）

第 3 条 熊本県職員服務規程（昭和 31 年熊本県訓令第 1984 号の 2）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 2 号の表その他の職員の項を次のように改める。

その他の職員	本庁の職員（知事公室付の職員を除く。）	課（センター）長
	本庁の職員（知事公室付の職員に限る。）	知事公室に置く政策調整監
	地方出先機関の職員	地方出先機関の長

（熊本県公印規程の一部改正）

第 4 条 熊本県公印規程（昭和 32 年熊本県訓令甲第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 2 1 の項を削り、第 2 2 の項を第 2 1 の項とし、第 2 3 の項から第 5 2 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 5 3 の項を第 5 2 の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

5 3	熊本県知事公室 政策調整監印	方 2 1	一般文書用	知事公室付	知事公室に置く 政策調整監
-----	-------------------	-------	-------	-------	------------------

別表第 2 中 2 1 を削り、2 2 を 2 1 とし、2 3 から 5 2 までを 1 ずつ繰り上げ、5 3 を 5 2 とし、その次に次のように加える。

5 3

熊 本 県
知 事 公 室
政 策 調 整 監

縦 21 横 21

（熊本県工事検査規程の一部改正）

第 5 条 熊本県工事検査規程（昭和 43 年熊本県訓令甲第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条 第 1 項中「という。）の長又は本庁各課（センター）長」の次に「（知事公室付にあっては、知事公室に置く政策調整監。以下この項において同じ。）」を加える。

（熊本県電子署名規程の一部改正）

第 6 条 熊本県電子署名規程（平成 16 年熊本県訓令第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 5 項中「本庁各課（センター）長」の次に「（知事公室付にあっては、知事公室に置く政策調整監）」を加える。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

熊本県訓令第 28 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

労 働 委 員 会 事 務 局

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 24 年 4 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員安全衛生管理規程（平成 2 年熊本県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 4 号中「各課（センター）長」の次に「（知事公室付にあつては、知事公室に置く政策調整監）」を加える。
附 則
この訓令は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

熊本県訓令第 29 号
熊本県公営企業管理規程第 10 号
熊本県教育委員会訓令第 12 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 出 先 機 関
教 育 出 先 機 関
警 察 本 部

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 24 年 4 月 19 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫
熊 本 県 教 育 委 員 会 委 員 長 古 莊 文 子

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令
熊本県水資源対策会議設置規程（平成 5 年熊本県訓令第 36 号、平成 5 年熊本県公営企業管理規程第 10 号、平成 5 年熊本県教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中「知事公室政策審議監」を「知事公室政策調整監」に改める。
附 則
この訓令は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

熊本県訓令第 30 号
熊本県公営企業管理規程第 11 号
熊本県教育委員会訓令第 13 号
熊本県警察本部訓令第 5 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 出 先 機 関
教 育 出 先 機 関
警 察 本 部

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 24 年 4 月 19 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫
熊 本 県 教 育 委 員 会 委 員 長 古 莊 文 子
熊 本 県 警 察 本 部 長 西 郷 正 実

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令
熊本県災害警戒本部規程（平成 10 年熊本県訓令第 23 号、平成 10 年熊本県公営企業管理規程第 6 号、平成 10 年熊本県教育委員会訓令第 4 号、平成 10 年熊本県警察本部訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 4 項中「関係課（センター）長」を「関係課（センター）の長（知事公室付にあつては、知事公室に置く政策調整監）」に改める。
附 則
この訓令は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

熊本県訓令第 31 号
熊本県公営企業管理規程第 12 号
熊本県病院局管理規程第 5 号
熊本県教育委員会訓令第 14 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 出 先 機 関
病 院 出 先 機 関
教 育 出 先 機 関

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 4 年 4 月 1 9 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫
熊 本 県 病 院 事 業 管 理 者 向 井 康 彦
熊 本 県 教 育 委 員 会 委 員 長 古 莊 文 子

熊 本 県 広 報 広 聴 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令
熊 本 県 広 報 広 聴 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 規 程 (平 成 2 2 年 熊 本 県 訓 令 第 3 1 号 、 平 成 2 2 年 熊 本 県 公 営 企 業 管 理 規 程 第 6 号 、 平 成 2 2 年 熊 本 県 病 院 局 管 理 規 程 第 2 号 、 平 成 2 2 年 熊 本 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 9 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 第 1 中 「 知 事 公 室 政 策 審 議 監 」 を 「 知 事 公 室 政 策 調 整 監 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 訓 令 は 、 平 成 2 4 年 4 月 2 0 日 か ら 施 行 す る 。

熊 本 県 訓 令 第 3 2 号

熊 本 県 公 営 企 業 管 理 規 程 第 1 3 号

本 庁 各 部 (公 室 ・ 局) 課 (セ ン タ ー)
各 地 方 出 先 機 関 局
企 業 管 理 局

熊 本 県 行 政 文 書 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る 。

平 成 2 4 年 4 月 1 9 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

熊 本 県 行 政 文 書 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令
熊 本 県 行 政 文 書 管 理 規 程 (平 成 2 4 年 熊 本 県 訓 令 第 9 号 、 平 成 2 4 年 熊 本 県 公 営 企 業 管 理 規 程 第 9 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 5 条 第 2 項 中 「 知 事 公 室 政 策 審 議 監 を 含 む 」 を 「 知 事 公 室 付 に あ っ て は 、 知 事 公 室 に 置 く 政 策 調 整 監 」 に 改 め る 。

第 1 6 条 第 1 項 中 「 、 政 策 審 議 監 名 (知 事 公 室 に 限 る 。) 」 を 削 り 、 「 又 は 課 (セ ン タ ー) 長 名 」 を 「 、 課 (セ ン タ ー) 長 名 又 は 政 策 調 整 監 名 」 に 改 め る 。

第 2 4 条 第 1 項 第 1 0 号 を 次 の よ う に 改 め る 。

(10) 課 長 、 セ ン タ ー 長 又 は 政 策 調 整 監 限 り で 決 裁 す る も の 「 課 長 」 、 「 セ ン タ ー 長 」 又 は 「 政 策 調 整 監 」

附 則

こ の 訓 令 は 、 平 成 2 4 年 4 月 2 0 日 か ら 施 行 す る 。

登 載 依 頼

熊 本 県 災 害 対 策 本 部 訓 令 第 1 号

本 庁 各 部 (公 室 ・ 局) 課 (セ ン タ ー)
各 地 方 出 先 機 関 局
企 業 管 理 局
教 育 局
警 察 本 部

熊 本 県 災 害 対 策 本 部 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る 。

平 成 2 4 年 4 月 1 9 日

熊 本 県 災 害 対 策 本 部 長 蒲 島 郁 夫

熊 本 県 災 害 対 策 本 部 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令
熊 本 県 災 害 対 策 本 部 規 程 (昭 和 3 8 年 熊 本 県 災 害 対 策 本 部 訓 令 第 1 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 9 条 第 4 項 中 「 部 員 所 属 の 課 (セ ン タ ー) 長 」 を 「 本 庁 の 各 課 (セ ン タ ー) 長 (知 事 公 室 付 に あ っ て は 、 知 事 公 室 に 置 く 政 策 調 整 監) 、 企 業 局 各 課 長 、 教 育 庁 各 課 長 及 び 警 察 本 部 各 課 (所 ・ 隊) 長 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 訓 令 は 、 平 成 2 4 年 4 月 2 0 日 か ら 施 行 す る 。